公告第332号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定及び喜多方市財務規則（平成18年喜多方市規則第47号）第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和8年11月11日

喜多方市長　遠藤　忠一

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 発注課 | 産業部　商工観光課　商工業・雇用・創業・支援班 |
| 2 | 工事番号 | 第商観工－4号 |
| 3 | 工事名 | ラーメンチャレンジショップ開設事業下水排水設備工事 |
| 4 | 工事場所 | 福島県喜多方市緑町4506地内 |
| 5 | 工事種別 | 管工事 |
| 6 | 工事概要 | ・下水道排水設備工事<br>・撤去工事<br>・舗装工事<br>・雑工事 |
| 7 | 工期 | 契約締結の日から令和9年1月31日（日）まで |
| 8 | 最低制限価格 | 設定する（最低制限価格を下回った額での入札は失格とする） |
| 9 | 入札参加資格要件 | 入札に参加できるのは、入札時（開札時）において⑴から⑼に掲げる要件をすべて満たしている者とする。 |
| | ⑴令和7・8年度喜多方市工事等請負有資格者名簿に登録されていること。 | |
| | ⑵市内業者であること。（※18　その他⑷参照） | |
| | ⑶建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。 | |
| | ⑷技術者の配置について建設業法第26条の規定による技術者を適正に配置できること。 | |
| | ⑸地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること | |
| | ⑹この案件に参加する他の入札参加者と資本関係または人的関係がないこと。 | |
| | ⑺喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める措置期間中でないこと。または措置期間を経過していること。 | |
| | ⑻会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。 | |
| | ⑼登録内容 | 本市において『管工事』の工種登録のある者。 |
| 10 | 入札参加の申込 | |
| | ⑴提出書類 | 制限付一般競争入札参加申請書（様式第3号） |
| | ⑵提出方法 | 電子メール※、持参、又は郵送の方法により提出すること。<br>※電子メールにより提出する場合は、事前に登録が必要 |
| | ⑶提出先 | ア　電子メールの場合<br>登録の際に通知したアドレスへ所定の方法により送付（送信）すること。<br>イ　郵送又は持参する場合<br>〒966-8601　福島県喜多方市字御清水東7244番地2<br>喜多方市役所　総務部　財政課（契約検査班）<br>電話番号　0241-24-5279 |
| | ⑷申込受付期間 | 令和8年11月11日（水）から令和8年11月17日（火）午後5時まで |

| | | |
|---|---|---|
| 11 | 設計図書等の閲覧 | |
| | ⑴閲覧場所 | 産業部商工観光課商工業・雇用・創業・支援班<br>なお、設計図書等のデータは、市ホームページからダウンロードできます。 |
| | ⑵閲覧期間 | 令和8年11月11日（水）から令和8年11月17日（火）午後5時まで |
| 12 | 設計図書等への質問 | |
| | ⑴質問方法 | 質問書（様式第1号）を電子メール、FAX又は持参の方法により提出すること。 |
| | ⑵質問書提出先 | 産業部商工観光課商工業・雇用・創業・支援班<br>電子メール　syoukan@city.kitakata.fukushima.jp　FAX0241-25 -7073 |
| | ⑶質問期間 | 令和8年11月11日（水）から令和8年11月13日（金）午後5時まで |
| | ⑷質問回答期限 | 令和8年11月16日（月） |
| | ⑸回答方法 | 電子メール等により回答し、設計図書閲覧場所において質問書と併せてその写しを閲覧に供する。なお、市ホームページにて質問・回答を公表します。 |
| 13 | 入札方法等 | |
| | ⑴入札方法 | 郵便等（郵送又は直接提出）による入札 |
| | ⑵郵送等の方法 | 一般書留・簡易書留のいずれかの方法により郵送、又は直接提出すること。 |
| | ⑶郵送（提出）先 | 〒966-8601　福島県喜多方市字御清水東7244番地2<br>喜多方市役所　総務部　財政課（契約検査班）<br>※直接提出される場合、市保健センター3階の事務室が提出先となります。 |
| | ⑷到着（提出）期限 | 令和8年11月17日（火）<br>上記期日までに到着するように郵送（提出）すること。 |
| | ⑸提出書類 | 入札書（様式第5号の1）及び価格内訳書（様式第5号の2）<br>・入札書及び価格内訳書は市指定様式を使用すること。<br>・入札書及価格内訳書の封入方法及び封筒の記載方法については、「制限付一般競争入札制度の手引き」に示す方法によること。 |
| 14 | 開札日時等 | |
| | ⑴開札日時 | 令和8年11月18日（水）　午前10時00分 |
| | ⑵開札場所 | 喜多方市役所保健センター　3階　第3会議室 |
| | ⑶入札回数 | 2回を限度とする。ただし、初度の入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再入札（2回目）に参加できないものとする。<br>なお、初度の入札において予定価格の範囲内の入札が無い場合は、再入札を行うこととするが、当該入札書の郵送（提出）期限、開札日については、追って該当者に連絡する。 |
| 15 | 入札保証金 | 免除とする。 |
| 16 | 契約事項 | ⑴喜多方市財務規則及び喜多方市工事請負契約約款に基づき契約を締結する。 |
| | | ⑵本契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立するものとする。 |
| | | ⑶契約保証金は、喜多方市財務規則第97条の規定による。<br>ただし、同規則第98条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。 |
| 17 | 現場代理人の常駐義務の緩和 | 落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。（喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準による。） |

| | | |
|---|---|---|
| 18 | その他 | ⑴喜多方市元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。 |
| | | ⑵本公告に係る様式等については、契約担当課（財政課（契約検査班）、各総合支所住民課）で受け取るか、市ホームページよりダウンロードして使用すること。 |
| | | ⑶不明な点については産業部商工観光課商工業・雇用・創業・支援班（0241-24-5233）に確認すること。 |
| | | ⑷市内業者とは、喜多方市内に本店を有する者、又は喜多方市内に支店若しくは営業所等を有する者で次に掲げる要件アからエをすべて満たす者をいう。<br>ア　支店又は営業所等に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている委任先であること。<br>イ「法人設立事業所等設置申告書」が、市税務課で受付され、法人市民税を納付している者であること。<br>ウ　直近の法人市民税の確定申告等における本市分の従業者数が2名以上であること。<br>エ　市内に支店若しくは営業所等を開設してから、継続して10年を経過していること。 |
| | | ⑸入札参加者が次のアからサのいずれかに該当した場合は、当該入札を無効とする。<br>なお、詳細は「制限付一般競争入札制度の手引き」による。<br>ア　入札参加資格のない者がした入札<br>イ　委任状を持参しない代理人のした入札（郵便等による入札を除く。）<br>ウ　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札<br>エ　1人で2通以上提出した入札<br>オ　記名押印を欠く入札<br>カ　金額を訂正した入札<br>キ　誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札<br>ク　談合その他の不正行為と認められる入札<br>ケ　価格内訳書の提出がない入札<br>コ　入札書と価格内訳書の金額に相違がある入札又は価格内訳書に記載する材料費、労務費及び国土交通省令で定める公共事業の施行のために必要な経費の内訳に不備がある入札<br>サ　法令又は市が指定した事項に違反した入札 |
| | | ⑹本工事は「喜多方市週休2日等工事試行要領」を適用する工事である。<br>「週休2日確保モデル工事（発注者指定型）」（月単位） |
| | | ⑺本工事は「喜多方市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱」を適用する工事である。<br>　なお、積算疑義申立による精査後、積算に誤りが認められた場合に落札候補者に変更が生じる入札又は落札候補者に変更は生じないが落札候補者が契約を望まない入札は当該入札を無効とする。 |